

広島県告示第千百五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年十一月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

中山東三丁目地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を平成五年八月二十三日広島県告示第八百十一号で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱八号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱七号は同告示で指定した土地に存する標柱二号と同一とする。

市・区		町	大字	字	地番	標柱番号
広島市東区		中山鏡が丘			四七八番一三〇	標柱一号
					五六五番	標柱二号
					五六六番	標柱三号及び四号
					五六七番	標柱五号
					五六九番	標柱六号、七号及び八号
		中山東一丁目			一九五三番	標柱九号
					一九五二番二	標柱一〇号
					一九四九番三	標柱一一号